



山形県公報

平成24年7月13日(金)
第2359号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……846
- 山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……同
- 徴税吏員証及び県税犯則事件調査吏員証の無効……………(村山総合支庁北村山税務課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……847
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 指定障害児入所施設の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみなされた指定一般相談支援事業者……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……848
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみなされた指定障害児通所支援事業者……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……849
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……850
- 土地改良事業施行の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……851
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……852
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 山形県海浜公園の利用料金……………(空港港湾課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定……………(建築住宅課) ……853
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(同) ……同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………(同) ……854
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 同……………(同) ……856
- 同……………(同) ……857
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……858

規 則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則（昭和54年 8月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号及び第11号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。
別記様式第9号（表）及び別記様式第11号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に、

「

県証紙ちょう付欄

」を「

県証紙貼付欄

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県温泉法の施行に関する規則（平成14年 3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。
別記様式第20号中「県証紙ちょう付欄」を「県証紙貼付欄」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第699号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成24年 6月19日招集した山形県議会定例会は、同年 7月 5日閉会した。

平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第700号

次の徴税吏員証及び県税犯則事件調査吏員証は、無効である。

平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 徴税吏員証

- (1) 番 号 北村山第34号
- (2) 交付年月日 平成23年 4月 1日
- (3) 所 属 村山総合支庁総務企画部北村山税務課
- (4) 氏 名 村上 晃

2 県税犯則事件調査吏員証

- (1) 番 号 北村山第30号
- (2) 交付年月日 平成23年 4月 1日

- (3) 所 属 村山総合支庁総務企画部北村山税務課
 (4) 氏 名 村上 晃

山形県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
岡崎医療医学部前調剤薬局	山形市飯田西四丁目5番35号	平成24. 6. 11

山形県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
岡崎医療医学部前調剤薬局	山形市飯田西四丁目4番13号	平成24. 6. 10

山形県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
すまいるレディースクリニック
寒河江市大字寒河江字月越5番地の2
- 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
西川産婦人科・小児科医院	すまいるレディースクリニック	平成24. 6. 1

山形県告示第704号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児入所施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	入所定員	指定年月日
山形県 山形市松波二丁目 8 番 1 号	山形県立やまなみ学園 長井市今泉1812番地	30名	平成24. 4. 1

山形県告示第705号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町 5 番30号	鶴岡市障害者相談支援センター 鶴岡市泉町 5 番30号
特定非営利活動法人やすらぎの会 鶴岡市西新斎町21番 8 号	精神障害者地域生活支援センター翔 鶴岡市美咲町26番 1 号
特定非営利活動法人なでしこ SHONAI 酒田市相生町一丁目 6 番11号	特定非営利活動法人なでしこ SHONAI ドレミファ さかた福祉施設いろは 酒田市上本町 7 番24号
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目 9 番30号	あおぞら 酒田市北新橋一丁目 1 番地18
株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目 1 番地の 4	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目 1 番地の 4
社会福祉法人遊佐厚生会 飽海郡遊佐町当山字上戸 8 番地の 1	障がい者相談支援センター月光園 飽海郡遊佐町当山字上戸 8 番地の 1

山形県告示第706号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	鶴岡市立あおば学園 鶴岡市宝町18番50号
特定非営利活動法人光の子 鶴岡市大塚町28番40号E棟	特定非営利活動法人光の子 鶴岡市大塚町28番40号E棟
株式会社ラブラドル 鶴岡市茅原字西茅原101番の 6	サポートセンターラブラドル 鶴岡市茅原字西茅原101番の 6
特定非営利活動法人あらた 酒田市東町一丁目15番地の25	児童デイサービスそよ風クラブ 酒田市東町一丁目15番地の25
特定非営利活動法人なでしこ SHONAI 酒田市相生町一丁目 6 番11号	特定非営利活動法人なでしこ SHONAI ドレミファ さかた福祉施設いろは 酒田市上本町 7 番24号

特定非営利活動法人アシスト 酒田市みずほ二丁目8番地の4	アシスト児童デイサービスセンター 酒田市みずほ二丁目8番地の4
株式会社社人會 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	福祉施設そら 酒田市北千日町18番28号
同	ドレミファデイサービス 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の5
同	福祉施設ドレミファひがしデイサービス 東田川郡庄内町南野字西野8番1

山形県告示第707号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	鶴岡市立あおぼ学園 鶴岡市宝町18番50号	放課後等デイサービス	平成24. 4. 1
特定非営利活動法人光の子 鶴岡市大塚町28番40号E棟	特定非営利活動法人光の子 鶴岡市大塚町28番40号E棟	児童発達支援	同
特定非営利活動法人アシスト 酒田市みずほ二丁目8番地の4	アシスト児童デイサービスセンター 酒田市みずほ二丁目8番地の4	児童発達支援	同

山形県告示第708号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
特定非営利活動法人絆の会 鶴岡市双葉町5番22号	レインボー広場 鶴岡市双葉町5番22号	就労継続支援B型	20名	平成24. 5. 31

山形県告示第709号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人絆の会 鶴岡市双葉町5番22号	どんぐり 鶴岡市稲生一丁目3番11-5号	共同生活援助	平成24. 7. 2

山形県告示第710号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
太平ビルサービス株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号	タイヘイケアサービス 鶴岡市末広町5番マリカ西館5F	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	平成24. 7. 6

山形県告示第711号

最上川中流土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年7月4日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し（大郷地区）
- 縦覧に供する場所
山形市役所
- 縦覧に供する期間
平成24年7月19日から同年8月17日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	川 村 章 一	酒田市豊里字下西割23
同	那 須 博 義	飽海郡遊佐町豊岡字南三川17
同	富 樫 善 弘	酒田市漆曾根字四合田184
同	相 蘇 信 一	同 上青沢字中台山143
同	杉 山 春 夫	同 鶴田字寺の越18
同	伊 藤 善 男	同 横代字千代桜55

同	佐 藤 光 寿	同	保岡字前田 8
同	阿 部 徳 義	同	北平沢字大沢82
同	大 井 仁	同	宮内字本楯119
監 事	阿 部 甚 一	飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬22	
同	佐 藤 貢	酒田市本楯字新田目41	
同	今 井 正 彰	同 牧曾根字西興野 5	

山形県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	富 樫 善 弘	酒田市漆曾根字四合田184
同	那 須 博 義	飽海郡遊佐町豊岡字南三川17
同	杉 山 春 夫	酒田市鶴田字寺の越18
同	伊 藤 善 男	同 横代字千代桜55
同	佐 藤 光 寿	同 保岡字前田 8
同	池 田 隆	同 芹田字腰巻18
同	阿 部 徳 義	同 北平沢字大沢82
同	佐 藤 幸 晴	同 藤塚字元和里84- 1
同	伊 藤 隆 規	同 米島字宮の前38
監 事	阿 部 甚 一	飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬22
同	佐 藤 貢	酒田市本楯字新田目41
同	今 井 正 彰	同 牧曾根字西興野 5

山形県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡三川町大字東沼字村岸410番1から 同 297番1まで	旧	37.0メートル } 18.2	メートル 105
同 上	新	39.6メートル } 20.4	同 上

山形県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字東沼字村岸410番1から
同 297番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月13日

山形県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 温海川木野俣大岩川線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市小国字川前20番2から
同 8番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月13日

山形県告示第717号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金

施 設	期 間 等	単 位	利用料金
マリンパーク鼠ヶ関	駐車場	7月20日から8月19日までの 午前8時から午後5時まで	1日1回につき 700円
	シャワー		無 料

2 適用期間

平成24年7月20日から同年8月19日まで

山形県告示第718号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本E R I株式会社

東京都港区赤坂八丁目5番26号

2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称 日本E R I株式会社本社

事務所の所在地 東京都港区赤坂八丁目10番24号

(2) 事務所の名称 日本E R I株式会社仙台支店

事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号

3 業務の開始の日

平成24年7月6日

山形県告示第719号

次の開発行為は、完了した。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成24年6月5日 指令村総建第5002号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字若木字若木5844番7、5844番8、5844番9、5844番12、5844番13、5847番3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東根市大字観音寺165番地の1

板垣政悦

山形県告示第720号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私有村総建第128号

2 指定の場所 東根市大字羽入字角地1755番1の一部、1755番2の一部、1757番4の一部、1789番2の一部、1789番4の一部、1755番1先、1789番2先、1789番4先

3 道路の現況 幅員6.00メートル
延長52.45メートル

4 指定年月日 平成24年7月6日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成24年 6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人モルヒネ友の会
 - (2) 代表者の氏名
井渕 幸子
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市中央六丁目 1 番219号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、痛み治療のためモルヒネを長期間服用しても、依存や異常行動が起こらないことを患者自身が示し、モルヒネに対する世間の誤解や偏見等を払拭する活動をする。そして、正しい痛み治療とモルヒネの安全性を普及し、痛みに苦しむすべての人のクオリティ・オブ・ライフの向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成24年 6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人学童保育所しゃぼん玉クラブ
 - (2) 代表者の氏名
奥山 洋一
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市御廟三丁目11番6号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、米沢市民を対象に、主に学童保育事業を行い、留守家族等の放課後及び休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成24年11月13日まで縦覧に供する。

平成24年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤島ショッピングセンター
鶴岡市藤波五丁目 1 番 1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
協 同 リ ー ス 株 式 会 社	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番17号	森 戸 慎 也

株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市あこや町二丁目1番30号	阿 部 恵
---------------	-----------------	-------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
協 同 リ ー ス 株 式 会 社	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号	森 戸 慎 也
株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝 浦 二 郎
小 林 久 治	東田川郡三川町大字横山字袖東2番地の18	
株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市あこや町二丁目1番30号	阿 部 恵

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
小 林 久 治	東田川郡三川町大字横山字袖東2番地の18	
株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 株式会社ジョイの住所に係るもの 平成24年6月10日
- ロ 株式会社ジョイの代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成22年5月18日
- ロ 株式会社ジョイに係るもの
 - (イ) 住所に係るもの 平成24年6月10日
 - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

4 届出年月日

平成24年6月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成24年11月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤島ショッピングセンター
鶴岡市藤波五丁目1番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
協同リース株式会社 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号
代表取締役 森戸慎也
株式会社ジョイ 山形市前田町6番10号
代表取締役 松谷幸一
- 3 変更する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
マックスバリュ東北株式会社	午前9時	翌日の午前0時	年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分
小 林 久 治	午前9時	午後10時	
株 式 会 社 ジ ョ イ	午前7時	午後10時	年間60日は開店時刻午前6時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
マックスバリュ東北株式会社	午前7時	翌日の午前0時	年間5日は開店時刻午前6時30分
小 林 久 治	午前9時	午後10時	
株 式 会 社 ジ ョ イ	午前7時	午後10時	年間60日は開店時刻午前6時

- 4 変更年月日
平成24年6月23日
- 5 届出年月日
平成24年6月22日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成24年11月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東根北ショッピングセンター
東根市温泉町三丁目3番6号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
松岡商事株式会社	村山市楯岡五日町6番33号	松岡茂暎
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反田悦生

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
松岡商事株式会社	村山市楯岡五日町6番33号	松岡茂暎
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝浦二郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反田悦生
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号	鶴羽樹

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝浦二郎
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号	鶴羽樹

3 変更年月日

平成20年5月14日

4 届出年月日

平成24年6月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪ドーザ及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成24年7月24日（火） 午後3時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ 除雪ドーザ13トン級（両サイドシャッター付き） 2台
- ロ 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 3台
- ハ 小形除雪車1.0メートル級（油圧式チップバック付き） 7台
- ニ 小形除雪車1.0メートル級 7台

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成24年12月10日（月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

- (5) 入札方法 (1)のイからニまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
2の(1)のイからニまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成24年7月19日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①13ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutters)Quantity: 2
 - ②11ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutters)Quantity: 3
 - ③1.0meters Compact Snow Remover (Hydraulic Tipback Device)Quantity: 7
 - ④1.0meters Compact Snow Remover Quantity: 7
 - (2) Time limit for tender: 3:00 P. M. July 24, 2012
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2720

平成24年 7月13日印刷
平成24年 7月13日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056